

平成13年7月9日
出納局経理課

旅費概算精算請求書の非開示項目及び非開示理由について

平成11年6月1日の北海道財務規則改正以前の支出証拠書及び支払証拠書の開示請求に当たっては、出納局が文書開示の実施機関の担当部局として、他の部課等に関連するものである場合又は道の他の機関が作成したものについては、北海道公文書開示事務取扱要綱の規定に基づき、関係部課等と協議を行い、その結果をもとに開示、非開示等の決定を行ってきた。

道警本部等の職員に対する旅費の支給に関する旅費概算精算請求書についても、道警本部等で作成し、出納局等が保管してきた公文書であることから、道警本部の意見を参考に非開示の決定を行ったものである。

実施機関としては、犯罪の予防、捜査等、警察活動に支障をきたす恐れのある部分等についての開示、非開示の判断は難しく、今回の旅費概算精算請求書の非開示項目及び非開示理由についても、別紙の参加人の意見を尊重しなければならないものとする。